男鹿市告示第４９号

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年４月１日

男鹿市長　菅　　原　　広　　二

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱（平成３０年男鹿市告示第３１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助金の交付決定取消し及び返還） 第15条　（略） （書類の整備） 第16条　決定者は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、事業終了年の翌年度から起算して５年間整備保管するものとする。 （報告及び検査） 第17条　市長は、必要があると認めるときは、決定者に対し事業の報告を求め、又は職員をして関係書類若しくは事業の実施状況を検査させることができる。 （成果の公開）	（補助金の交付決定取消し及び返還） 第15条　（略）

改正後	改正前
第18条　市長は、規定に基づく実績報告書の提出があった補助事業の成果について、市が作成する広報紙、冊子又はホームページ等で公開することができる。 （その他） 第19条　（略）	（その他） 第16条　（略）
備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。